

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第78条第1項の規定により、松阪市子ども発達総合支援センター条例(平成28年松阪市条例第3号)第2条に規定する事業を継続的に安定した推進と療育訓練等サービスの良質かつ適切な提供をはかるために、松阪市子ども発達総合支援センター(以下「支援センター」という。)の経営計画を策定し、同事業の評価、課題整理及び助言をするため、松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 支援センター経営計画書の策定に関すること。
- (2) 支援センター運営等の評価項目の作成に関すること。
- (3) 支援センター運営等の評価、課題提示及び助言に関すること。
- (4) その他、支援センター運営等の評価に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 支援センターに、通所利用している児童の保護者
- (2) 障がい児者団体
- (3) 地域関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から3年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を置くものとし、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支給する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部子ども発達総合支援センターにおいて処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。